

議案第62号

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年鹿児島県条例第10号)
の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「, 特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第2項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号から第5号までを1号ずつ繰
り上げる。

第9条の2第1項本文中「配偶者」の次に「(届出をしないが, 事実上婚姻関係と同様の
事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第16条の2を削る。

第18条中第5項を第6項とし, 第4項を第5項とし, 同条第3項中「, 第13条第2項及び
第16条」を「及び第13条第2項」に, 「特定任期付職員」を「一般職の任期付職員の採用等
に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用
された職員」に改め, 同項を同条第4項とし, 同条第2項を同条第3項とし, 同条第1項中
「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用さ
れた職員及び」を削り, 同項を同条第2項とし, 同条に第1項として次の1項を加える。

第5条, 第6条, 第9条の2及び前条の規定は, 地方公務員法第22条の4第1項又は第
22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年鹿児島県条例
第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「, 特定任期付職員業績手当」を削る。

第7条第2項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号から第5号までを1号ずつ繰
り上げる。

第9条第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが, 事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る者を含む。以下同じ。)」を加える。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第27条中第5項を第6項とし, 第4項を第5項とし, 同条第3項中「, 第16条第2項及び

第20条」を「及び第16条第2項」に、「特定任期付職員」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第6条、第7条、第11条及び第22条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第8条の2」を削る。

附則第3項中「から第9条まで」を「、第7条」に改め、「、第13条」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第3条の規定 令和7年4月1日
- (2) 第1条中鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項及び第9条の2第1項本文の改正規定並びに第2条中鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条第2項及び第9条第3号の改正規定 令和9年4月1日

（提案理由）

地方公営企業の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給する等のため、所要の改正をしようとするものである。